

大分県及び和歌山県の 高病原性鳥インフルエンザ 発生に伴う庁内連絡会議

日時：令和2年12月10日（木）
午前9時30分～
場所：鳥取県庁第4応接室
（本庁舎3階）
出席：知事、危機管理局、生活環境部、
農林水産部

1

会議内容

- 1 大分県及び和歌山県の鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国及び鳥取県の対応
- 3 鳥取県からのお願い

2

今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん1)

| | 発生地 | 鶏種 | 発生日 | 飼養羽数 | 防疫措置完了日 | その他 |
|----|---------|-----|--------|----------------------|---------|-------------|
| 1 | 香川県三豊市 | 採卵鶏 | 11月5日 | 317,201羽 | 11月15日 | |
| 2 | " 東かがわ市 | 採卵鶏 | 11月8日 | 46,259羽 | 11月12日 | 11/28搬出制限解除 |
| 3 | " 三豊市 | 種鶏 | 11月11日 | 10,587羽 | 11月21日 | |
| 4 | " 三豊市 | 種鶏 | 11月13日 | 10,334羽 | 11月17日 | |
| 5 | " 三豊市 | 採卵鶏 | 11月15日 | 77,089羽 | 11月25日 | |
| 6 | " 三豊市 | 採卵鶏 | 11月20日 | 366,174羽 (関連4農場含) | 殺処分完了 | 11月22日 |
| 7 | " 三豊市 | 採卵鶏 | 11月20日 | 439,267羽 | 殺処分完了 | 11月24日 |
| 8 | " 三豊市 | 採卵鶏 | 11月21日 | 75,349羽 | 12月7日 | |
| 9 | 福岡県宗像市 | 肉用鶏 | 11月25日 | 91,945羽 | 11月28日 | |
| 10 | 兵庫県淡路市 | 採卵鶏 | 11月25日 | 145,024羽 | 12月3日 | |
| 11 | 宮崎県日向市 | 肉用鶏 | 12月1日 | 約40,000羽 | 12月2日 | |
| 12 | " 都農町 | 肉用鶏 | 12月2日 | 約30,000羽 | 12月2日 | |
| 13 | 香川県三豊市 | 採卵鶏 | 12月2日 | 347,809羽 (関連1農場含) | 殺処分完了 | 12月4日 |
| 14 | " 三豊市 | 採卵鶏 | 12月2日 | 19,233羽 | 12月7日 | |
| 15 | 宮崎県都城市 | 肉用鶏 | 12月3日 | 約36,000羽 | 12月3日 | |

今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん2)

| | 発生地 | 鶏種 | 発生日 | 飼養羽数 | 防疫措置完了日 | その他 |
|----|----------|-----|--------|----------------------|---------|-----|
| 16 | 奈良県五條市 | 採卵鶏 | 12月6日 | 77,386羽 | 12月7日 | |
| 17 | 広島県三原市 | 採卵鶏 | 12月7日 | 約134,000羽 | 作業中 | |
| 18 | 宮崎県都城市 | 肉用鶏 | 12月8日 | 約60,000羽 | 12月8日 | |
| 19 | 宮崎県小林市 | 肉用鶏 | 12月8日 | 約36,000羽 | 12月8日 | |
| 20 | 大分県佐伯市 | 肉用鶏 | 12月10日 | 約56,000羽 (関連2農場含) | 12月10日 | |
| 21 | 和歌山県紀の川市 | 採卵鶏 | 12月10日 | 約67,000羽 | 12月10日 | |

合計21事例 29農場 248万羽

大分県・和歌山県の発生事例概要

1 農場概要

(1)大分県

所在地:大分県佐伯(さいき)市

飼養状況:肉用鶏(約1.4万羽)

関連:肉用鶏(約2.4万羽)

肉用鶏(約1.8万羽)

(2)和歌山県

所在地:和歌山県紀の川(きのかわ)市

飼養状況:採卵鶏(約6.7万羽)

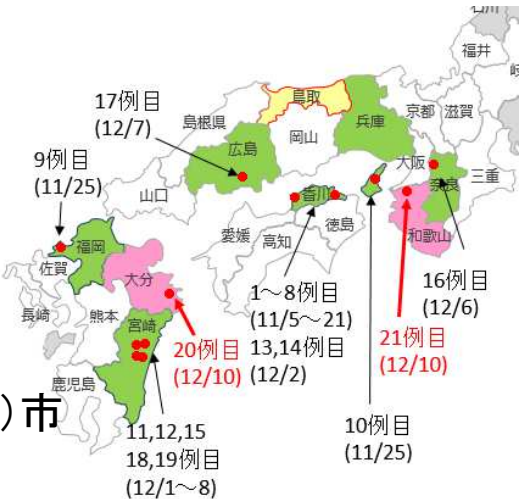
2 経過

両事例とも

12/9 午前 農場から通報

12/9 午後 簡易検査陽性

12/10 早朝 遺伝子検査でH5亜型確認



国の対応

- 12月9日(水)に鳥インフルエンザ閣僚会議を開催し、全国一斉緊急消毒の実施を決定
- 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」開催(12月10日(木)持ち回り)
- 防疫対策に必要な助言を得るため食料・農業・農村政策審議会家きん疾病小委員会を開催
- 農林水産省及び農研機構動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣し感染状況、感染経路等把握
- 大分県、和歌山県の殺処分、埋却等防疫措置の支援のため「緊急支援チーム」を現地に派遣 また、疫学調査チームを派遣
- 全都道府県へ早期発見、早期通報の徹底を通知。

鳥取県の対応(家きん)

- 1 **家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令**
全国一斉緊急消毒に合わせ消石灰再配布(4,000袋)
- 2 発生情報の周知(養鶏場81戸、市町村等)
- 3 県内全養鶏農場へ注意喚起と聞き取り実施
農場出入口の消毒、防鳥ネットの点検、早期通報、特に注意するポイントについてFAX済 疫学関連無
- 4 養鶏農場への立入検査(再度立入検査中)
県内全養鶏農場の飼養衛生管理基準、防鳥ネットの点検等
- 5 養鶏農場全戸にウイルス侵入防止対策のため、消石灰を配布(11/27完了)
堆肥舎、資材庫の防鳥ネット設置等支援
- 6 **発生に備えた防疫訓練**
本庁:12/17、12/18 地方機関:実施済

7

今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥)

香川県三豊市養鶏場での検出を受け、11/5に環境省は野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引き上げて監視を強化中

No11、13、14、15の結果を受けて、環境省は野鳥監視重点区域内において緊急調査(鳥類調査、死亡野鳥調査等)を実施予定

| 番号 s | 回収場所 | 試料 | 回収日 | 確定検査 | 監視重点区域指定・解除 |
|---------|---------------------|----------------|-------|---------------------|-------------------|
| 1 | 北海道紋別市 | 野鳥糞便 | 10/24 | H5N8亜型 | 指定10/30 → 解除11/23 |
| 2 | 鹿児島県出水市 | 環境(水) | 11/9 | H5N8亜型 | 指定11/13 |
| 3 | 鹿児島県出水市 | 野鳥糞便 | 11/5 | H5N8亜型 | 指定11/17 |
| 6 | 鹿児島県出水市 | 環境(水) | 11/16 | H5N8亜型 | 指定11/13 |
| 7 | 新潟県阿賀野市 | 環境(水) | 11/16 | H5N8亜型 | 指定11/25 |
| 9 | 鹿児島県出水市 | 環境(水) | 11/23 | H5N8亜型 | 指定11/13 |
| 10 | 新潟県阿賀野市 | 野鳥糞便 | 11/16 | H5N8亜型 | 指定11/25 |
| 11 | 和歌山県和歌山市 | 死亡野鳥 (オシドリ) | 12/3 | H5N8亜型 (12/9 陽性) | 指定12/3 |
| 12 | 鹿児島県出水市 (2と同一地点) | 環境(水) | 11/30 | H5N8亜型 | 指定11/13 |
| 13 | 岡山県小田郡矢掛町 | 死亡野鳥 (ハヤブサ) | 12/4 | H5N8亜型 (12/9 陽性) | 指定12/4 |
| 14 | 宮崎県延岡市 | 野鳥糞便 | 11/30 | H5N8亜型 (12/9 陽性) | 指定12/9 |
| 15 | 宮崎県都農町 | 野鳥糞便 | 11/30 | H5N8亜型 (12/9 陽性) | 指定12/9 |

(* 鹿児島県出水市、北海道俱知安町で回収された死亡野鳥(番号4、5、8)については、確定検査で高病原性鳥インフルエンザではないことが確認され、環境省による野鳥監視重点区域は解除されました。)

8

鳥取県の対応(2)

1 野鳥における高病原性インフルエンザ関係調査・監視体制

- 緑豊かな自然課、各総合事務所で、渡り鳥が集まる河川、湖沼等の監視を実施。
(東部31カ所、中部10カ所、西部:29カ所、週に1~2回)、野鳥の異常死等は確認されていない。引き続き監視を実施。

2 調査の実施状況

- 死亡野鳥等調査
 - ・野鳥の死亡及び衰弱個体を対象として、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づきウイルスの保有状況を調査
- 環境省の糞便調査
 - ・米子水鳥公園で10月に100検体採取、11/16 検査結果陰性の発表
12/15頃、追加調査を実施予定
- 鳥取大学と連携した調査
 - ・連絡会議での助言を受けて、12/9鳥取大学共同獣医学科と連携して、鳥取市気高町の日光池で環境水2検体と糞便10検体を採取し、鳥取大学で検査中

9

鳥取県の対応(2)

3 県民への情報提供等

- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
 - ホームページ等で野鳥や野鳥を捕食する小動物との接し方についても周知徹底
 - 死亡野鳥に関する情報の早期通報体制を再確認
- * 10/30~12/9 鳥インフルエンザ相談件数 44件(東部:7件、中部:6件、西部:31件)

4 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

10

鳥取大学共同獣医学科 山口教授のコメント

- ・ハヤブサが陽性確定し、捕食対象の水鳥などの野鳥にウイルスが広がっている可能性が示された。鳥取県内でも一定程度水鳥に広がっている可能性が有ります。
- ・ウイルスを鶏舎内に侵入させないために、日常の飼養衛生管理基準の徹底が唯一の方法
消毒や衣服・靴の交換の徹底、壁の穴や隙間の修繕、集卵や除糞用のベルト出入口の遮断、戸締まりの確認や徹底等
- ・特に水場に近い農場は、その他の農場と比べリスクが高く、一層の注意が必要
- ・異常があれば躊躇せず家保に相談、通報することが重要
鶏の観察と通報の徹底についても今一度の確認や周知を

11

鳥インフルエンザ対応窓口

■野鳥、愛玩鳥、食の安全に関する相談窓口

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 緑豊かな自然課 | 0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7777) |
| 中部総合事務所生活環境局 | 0858-23-3149 (夜間休日は転送) |
| 西部総合事務所生活環境局 | 0859-31-9320 (夜間休日 0859-34-6211) |

■生産者の皆さんの相談窓口

| | |
|-----------|------------------------|
| 鳥取家畜保健衛生所 | 0857-53-2240 (夜間休日は転送) |
| 倉吉家畜保健衛生所 | 0858-26-3341 (") |
| 西部家畜保健衛生所 | 0859-62-0140 (") |

■食の安全に関する相談窓口

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 鳥取市保健所 生活安全課 | 0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111) |
| 中部総合事務所生活環境局 | 0858-23-3117 (夜間休日は転送) |
| 西部総合事務所生活環境局 | 0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211) |

■人の健康に関する相談窓口

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 鳥取市保健所 保健医療課 | 0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可) |
| 中部総合事務所福祉保健局 | 0858-23-3145 (") |
| 西部総合事務所福祉保健局 | 0859-31-9317 (") |

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

| | |
|------|--------------|
| 防災当直 | 0857-26-8663 |
|------|--------------|

12

お願い

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人には感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・死亡した野鳥は素手で触らないでください。
 - ・死亡野鳥や鳥の排泄物に触れた後には、手洗いやうがいをしてください。
 - ・死亡した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡しその指示に従ってください。
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お願い



食品安全委員会
Food Safety Commission

2004年3月11日 (別添1)

(注) 2014年4月24日更新

鳥インフルエンザについて 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。